

入札説明書

令和6年札幌市告示第1889号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和6年4月25日

2 契約担当部局

〒060-0012 札幌市中央区北12条西23丁目2番5号 S.D.C.北12条ビル2階
札幌市中央区土木部維持管理課事務係 011-614-5800 FAX 011-614-5843

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

中央区放置自転車等特別対策業務

(2) 調達案件の仕様等

設計図書及び仕様書（以下「仕様書等」という。）による。

(3) 履行期間

令和6年6月1日から令和7年3月24日まで

(4) 履行場所

仕様書等による。

(5) 入札書の記載方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる参加資格を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定する事項に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「警備業（A又はB等級）」に登録されており、かつ本店所在地が「市内」として登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等の経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合と当該構成員とが同時に入札に参加していないこと。

5 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

(1) 質問について

入札説明書及び仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問することができる。

ア 質問方法 添付様式により作成し、持参又はファクシミリにより提出すること。

なお、ファクシミリ送信後は、電話で着信確認をすること。

イ 質問先 上記2に同じ

ウ 質問期限 令和6年5月9日（木）午前11時00分まで

(2) 回答について

回答文については、上記2の場所及び中央区ホームページ上で公開する。したがって、質問

を提出する前に、必ず中央区ホームページ上に同様の質問及びその回答が掲載されていないかを確認すること。

回答は、令和6年5月13日（月）までの間に行う。

6 入札書の提出方法等

(1)契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先
上記2に同じ

(2)入札書の提出期限

令和6年5月14日（火）午後4時00分（送付の場合は必着のこと。）

(3)入札の日時及び場所

令和6年5月15日（水）午前10時00分

札幌市中央区北12条西23丁目2番5号S.D.C.北12条ビル2階

札幌市中央区土木部維持管理課 維持管理課内会議室

(4)入札書の提出方法

入札書は別紙様式にて作成し、上記(3)の指定日時及び場所において、直接入札箱へ投函（紙入札方式）するか、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては、以下に留意すること。

ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年5月15日午前10時00分開札〔中央区放置自転車等特別対策業務〕入札書在中」の旨記載し、上記2宛に上記6(2)の提出期限までに提出しなければならない。

イ 送付による提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和6年5月15日午前10時00分開札〔中央区放置自転車等特別対策業務〕入札書在中」の旨記載し、上記2宛に上記6(2)の提出期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名含む。）をしておくとともに、開札時までに委任状（別紙様式）を提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人は、本調達にかかる入札について他の入札者の代理人をかねることできない。

(5)開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、立ち会うことができる。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後に開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(6)入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定はされた期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(7)入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をするなどの場合であって、競争入札を公正に執行

することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取り止め、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、入札時に代理委任状(別紙)を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

7 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。

また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義がある場合は、所定の方法により質問することはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記4に掲げる競争入札参加資格を有することを証する書類(別紙「一般競争入札参加資格に関する書類の提出について」)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審

査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(5)落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し、不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し、入札参加の条件に欠けていたとき。

(6)契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7)契約条項

添付様式契約書（案）のとおり。

(8)入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(札幌市の休日定める条例に定める休日を除く。)に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参により提出するものとし送付又は電送によるものは受け付けない。

8 添付様式等

(1)入札書

(2)委任状

(3)消費税及び地方消費税免税事業者申出書

(4)契約書（案）

(5)一般競争入札参加資格に関する書類の提出について

(6)札幌市競争入札参加者心得

(7)質問票